

令和3年度(2021年度)

地域商業ウイズコロナ対策支援事業費補助金の 手 引 き【第2回追加募集】

令和3年12月

北 海 道 経 済 部

※今年度、既に「地域商業ウイズコロナ対策支援事業費補助金」の
交付決定を受けた方は、追加募集の対象になりません。

お問い合わせ・ご相談は、

北海道経済部地域経済局中小企業課（市場・流通）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（代表／内線：26-631）

FAX 011-232-8127

目 次

I 補助事業の概要	
1 目的	1
2 補助対象者	//
3 補助対象事業	//
4 補助対象外経費	//
5 補助限度額・補助率・補助期間	2
II 補助事業の募集等	2
III 補助申請等の流れ	2
1 補助金等交付申請	3
2 事業の変更、中止など	//
3 補助金の額の確定	4
4 補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について	//
IV 補助事業実施にあたっての留意事項	
1 適正な執行(補助金返還)	4
2 帳簿等の記録、管理、保管	//
3 消費税等及び振込手数料の取扱い	//
○ 問い合わせ先及び提出先	5
○ 別記1号様式(決定前事前着手)	6
○ 別記2号様式(誓約書)	7

I 補助事業の概要

1 目的

本事業は、地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や感染拡大防止に配慮した販売促進活動に要する経費の一部を補助することにより、本道における感染抑制と地域商業活性化の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象者

対象者は以下のとおりです。

- (1) 法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会等の組織
 - ・構成員数・会員数 10 者以上(申請日時点)であること。
 - ・構成員・会員の7割以上が中小企業・小規模事業者(申請日時点)であること。
 - ・参加構成員は同一の市町村内に所在する者であること。

※ 組織内の青年部、婦人部等は対象外とします。

「中小企業・小規模事業者」とは、「中小企業基本法(昭和 38 年法律 154 号)」第2条に定める中小企業者とします。

※大企業など中小企業者以外の事業者も構成比 30%以内であれば構成員になることができます。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に定める営業公序良俗に反する営業、宗教活動または政治活動を行う事業者、暴力団関係事業者は構成員になることはできません。

- (2) その他法人化されていない上記(1)に類する組織

(1)の要件に加え

- ・設立して1年以上経過していること。(申請日時点)
- ・規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行える者がいること。

※今年度、既に本事業の交付決定を受けた者は、対象になりません。

3 補助対象事業

補助対象者が実施する次の事業を補助対象とします。

ただし、国が実施する「GoTo 商店街事業」との重複部分は対象外とします。

- (1) 感染拡大防止及び販売促進に係る事業(感染拡大防止・販売促進支援事業)

○補助対象者が感染拡大防止のために構成員等へ配布する体温計及び衛生用品・清掃用具、感染防止のための消耗品の購入経費

消耗品1個あたりの取得価格は1万円(税込)以内とします。

※取得価格が1万円以内であっても、事業実施期間中に消費することができない機器・備品については、下記「補助事業の具体例」に記載のあるもの以外は原則として対象外とします。

- 補助対象者が消費者に感染予防の注意を促すための広報物の作成・広告経費
 - 補助対象者が感染防止拡大のため、第三者に委託する経費
 - 補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係る経費
 - 補助対象者が発行する商品券、クーポン等に係る印刷、発送、広告に係る経費
 - 補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係る経費
- ただし、感染症拡大防止に配慮すること

(補助事業の具体例)

- ・マスク、消毒液、非接触型を含む体温計(ただし体温測定以外の機能を備えたものを除く)、除菌マット、手袋、布巾等の衛生・清掃のための消耗品購入経費
- ・ビニールカーテン、アクリル板等の感染防止のための消耗品購入経費
- ・誘導シール等のソーシャルディスタンス確保のための消耗品購入経費
- ・チラシ、ポスター、フラッグ、のぼり、ステッカー、横断幕等の広報物作成経費

- ・作成した広報物の掲出、広告、HP更新等に係る経費
- ・商店街内の消毒、アナウンステープ作成などの委託費
- ・容器、はし類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋等、テイクアウトやデリバリー事業等に係る消耗品購入経費
- ・宅配業務等の委託料
- ・販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の作成経費
- ・雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、WEB掲載等の広告宣伝費
- ・ステージイベントに係る出演者報償費、抽選くじの景品購入、スタンプラリー等、販売促進のために実施するイベント開催等に係る費用
ただし、景品1個あたりの取得価格は1万円(税込)以内とします。

4 補助対象外経費

- ・空気清浄機、消毒液スタンド、掃除機、サーモグラフィカメラ、パソコン等の事業実施期間中に消費することができない機器・備品購入
- ・補助対象者及び構成員の事務所、店舗の整備、修繕費
(既存の備品や施設に係る部品交換や塗装工事など、備品や施設の効用の増加・価値の向上に係る経費を含む)
- ・クーポン・商品券等の割引に係る経費やプレミアム部分の原資
- ・PCR 検査に係る経費
- ・事業者等への損失補てん
- ・貸付金・保証金
- ・車両購入費
- ・人件費・家賃等の固定経費
- ・借入れに伴う支払い利息
- ・不動産購入費
- ・飲食、接待費

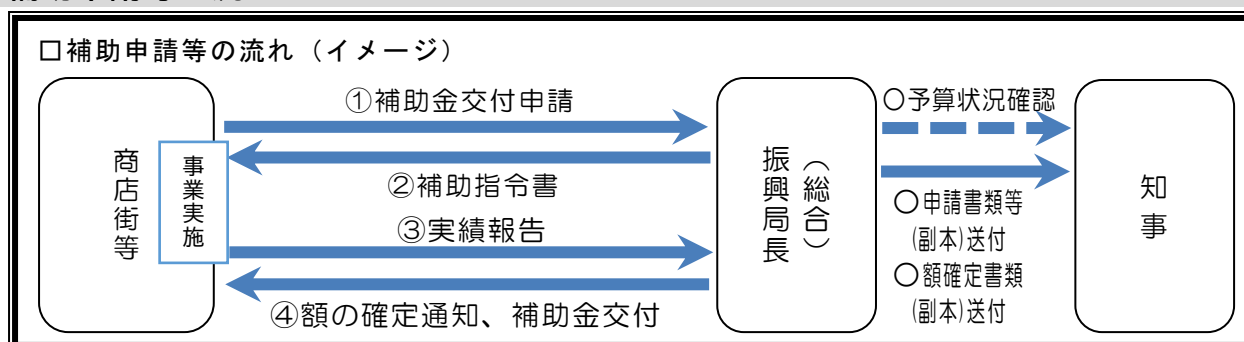
5 補助限度額・補助率・補助期間

- 補助限度額 100万円以内。
※ 同一事業者の重複受領は認めません。
- 補助率 3/4以内
- 事業実施期間 令和3年(2021年)7月1日(木)～令和4年(2022年)1月31日(月)
※ 交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は指令前着手の届出が必要です。
(ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。)
※ 事業実施期間内に事業が完了するか精査の上、申請いただきますようお願いします。

II 補助事業の募集等【第2回追加募集】

- 募集 令和3年(2021年)12月6日(月)～令和4年(2022年)1月7日(金)
※ (総合)振興局必着
※ 先着順です。予算上限に達し次第、募集期間内でも受付を終了します。
(総合)振興局で受け付けた後に、全道で予算上限に達していた場合は、申請受理できない可能性がありますので、予めご承知おきください。
また、補助金の交付を決定するに当たっては、書類による審査があります。
- 交付決定 書類審査終了後、随時行います。(書類に不備が無い場合、申請書受理から2週間程度)

III 補助申請等の流れ



1 補助金等交付申請【提出部数：正本1部、副本1部】

申請者は、期日までに(総合)振興局に補助金等交付申請書を提出してください。
内容審査の上、後日、補助指令書を送付します。

○提出先・問合せ先は次のとおりです。

提出及び問合せ	申請者の所在市町村を所管する 各総合振興局・振興局 産業振興部商工労働観光課 ※連絡先は5ページをご覧ください。
制度に関する問合せ	道庁経済部地域経済局中小企業課(市場・流通) (道庁8階) 電話 011-231-4111(代表/内線 26-631)

≪提出書類≫

- ① 経済第1号様式 補助金等交付申請書
- ② 経済第2号様式 事業計画書
- ③ 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- ④ 経済第10号様式 経費の配分調書
- ⑤ 経済第11号様式 事業予算書
- ⑥ 経済第23号様式 資金収支計画書
- ⑦ その他総合振興局長等が必要と認める書類等
 - ・別記1号様式 指令前着手届(交付決定前に着手する場合)
 - ・別記2号様式 誓約書
 - ・以下の組織の概要が分かる書類
 - ◇ 組織の名称
 - ◇ 団体としての事業目的
 - ◇ 事業参加者名簿
 - ◇ 構成員名簿
 - ◇ 構成員の役割分担
 - ◇ その他事業計画に係る参考資料

≪交付決定前事前着手≫

- ◇ 補助事業の着手は、知事の交付決定後以後を原則としますが、「感染予防対策や消費促進の取組を速やかに対応する必要があり、交付決定を待っていたのでは事業実施の適期を失する」場合に限り、届出により交付決定前の着手(指令前着手)を認めることができます。
- ◇ その場合も、令和3年(2021年)7月1日(木)以降に着手したものに限りです。

2 事業の変更、中止など(必要が生じた場合)【提出部数：正本1部、副本1部】

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合には、速やかに振興局まで相談してください。
報告しなかった場合は、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご留意願います。

≪提出書類≫

- ① 補助事業の内容又は経費を変更する場合
経済第12号様式 補助事業等変更承認申請書
- ② 補助事業を中止し又は廃止する場合
経済第14号様式 補助事業等中止(廃止)承認申請書
- ③ 補助事業が予定期間内に完了しない等場合
経済第15号様式 補助事業等執行遅延(不能)報告書

3 補助金の額の確定【提出部数：正本1部、副本1部】

実績報告は、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から **30日以内**又は**令和4年(2022年)2月10日(木)**までのうち、いずれか早い日までに提出してください。
(概算払いは行いません。)

《提出書類》

- ① 経済第19号様式 補助事業等実績報告書
- ② 経済第2号様式 事業実績書
- ③ 経済第20号様式 補助金等精算書
- ④ 経済第22号様式 事業精算書
- ⑤ その他総合振興局長又は振興局長が別に指示する書類
・支払済み証拠書類(会計伝票等)の写し
・その他、事業の実施内容を確認できる書類(報告書、写真等)

4 補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について【提出部数：正本1部、副本1部】

額の確定の日の翌年6月30日までに、報告書の提出をお願いいたします。

《提出書類》

- ① 別記様式
- ② 別記様式別紙(補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳)

※ 補助対象経費に消費税等仕入控除税額を含めていない場合も提出が必要ですので、ご留意願います。

※ 非課税事業者・簡易課税制度適用事業者である場合は、それを明らかにする書類を添付してください。

IV 補助事業実施にあたっての留意事項

1 適正な執行(補助金返還)

この補助制度の利用にあたっては、国の地方創生臨時交付金を活用することから、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。

不正な行為が行われた場合は、補助金を返還いただくことになります。

また、国の会計検査院による実施検査がある場合もあります。

2 帳簿等の記録、管理、保管

補助事業の経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿(補助簿)や預金通帳等を用意するなど一般の経理と分離して整理・処理してください。

また、補助事業に係る経理について、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間(処分制限財産を有する場合は当該処分制限期間を経過するまで)保存してください。

【証拠書類の例】見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、仕様書、注文書、通帳等

3 消費税等及び振込手数料の取扱い

課税事業者で、消費税等仕入控除税額がある場合は、その金額が明らかな場合、これを補助金額から減じて申請してください。

ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではありません。

また、対象経費の支払いに係る振込手数料は対象とします。(対象外経費に係る振込手数料は対象外とします)

○制度に関する問合せ先

	問合せ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課(市場・流通) 電話 011-231-4111(代表/内線 26-631) FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

○申請先・問合せ先 ※申請者の所在市町村を所管する(総合)振興局になります。

総合振興局 又は振興局	申請先及び問合せ先 電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
空知	産業振興部 商工労働観光課 電話 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩	産業振興部 商工労働観光課 電話 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志	産業振興部 商工労働観光課 電話 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振	産業振興部 商工労働観光課 電話 0143-24-9589 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高	産業振興部 商工労働観光課 電話 0146-22-9281 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通 56 号
渡島	産業振興部 商工労働観光課 電話 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山	産業振興部 商工労働観光課 電話 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町 336 番地 3
上川	産業振興部 商工労働観光課 電話 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌	産業振興部 商工労働観光課 電話 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 電話 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 電話 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝	産業振興部 商工労働観光課 電話 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	産業振興部 商工労働観光課 電話 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室	産業振興部 商工労働観光課 電話 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

(別記1号様式)

年 月 日

(総合)振興局長 様

届出者 住 所

氏 名 法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助事業の交付決定前事前着手について
別記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたい(しています)ので、届出します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施主体
- 3 事業(事務)の着手及び完了の予定期日
着 手 令和 年 月 日
完 了 令和 年 月 日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業の着手から交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行いません。

(別記2号様式)

誓約書

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助事業の応募に当たり、申請者及びその構成員は、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

記

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどが認められる者。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

所在地

名称

代表者名



※代表者本人が署名した場合は、押印不要です。